

# マイナンバーカードの健康保険証利用 診療/薬剤・特定健診等情報 について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ受付」で患者ご本人が同意をすれば、医師があなたの**診療/薬剤・特定健診等情報**を閲覧すること※が可能になりました。

※ 同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施機関に診療/薬剤・特定健診等情報を照会し、医療機関へ提供されます。

## どんないいことがあるの？

初めての医療機関でも、今までに使った正確な薬の情報やご自身の過去の受診歴・診療情報を踏まえた健康状況が医師と共有できることで、健康・医療に関する多くの情報に基づいた、より良い診療を受けることが可能となります。

## 診療/薬剤情報って？

医療機関を受診した際の過去の診療情報および医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取った過去のお薬の情報です。

※薬剤情報には注射・点滴等も含まれます。

### 医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
- 過去の診療情報※（医療機関名、受診歴、診療年月日、診療行為名など）  
※ 2022年6月以降に提出されたレセプトから抽出した診療行為の情報が参照可能（2021年9月以降に行われた診療行為に限る）  
※ 診療行為名は、放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流、手術（移植・輸血含む）、入院料のうち短期滞在手術等基本料が対象
- 過去のお薬情報※（医療機関・薬局名、調剤年月日、医薬品名、成分名、用法、用量など） ※ 2021年9月以降に診療したものから3年分の情報が参照可能

## 特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※ 75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

### 医師が閲覧可能な情報項目

- 受診者情報
  - 特定健診結果情報※
  - 質問票情報(服薬・喫煙歴等)※
  - メタボリックシンドローム基準の該当判定※
  - 特定保健指導の対象基準の該当判定※
- ※ 2020年度以降に実施したものから5年分の情報が参照可能

メタボ健診とも呼ばれているよ。

